

【Ⅲ. 法令等遵守態勢】

営・顧客等に及ぼす影響は大きい。

【検査結果】

理事会は、不祥事件が発覚したことを踏まえ、再発防止策を策定するとともに、内部管理態勢の強化を図るための委員会を設置して、同委員会が再発防止策の実施状況をモニタリングするとしている。

しかしながら、理事会は、再発防止策が、営業店において十分に実施されていないなど、再発防止策の実効性に問題があることを把握していながら、同委員会に対し、再発防止策の見直しなどの具体的な指示を行っていない。

このため、同委員会は、再発防止策についての適切な検証や見直しを行っておらず、以下のような問題点が認められる。

- ・ 再発防止策として、理事会は、営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の強化・充実を掲げている。こうした中、過去に導入した営業店の融資係と渉外係を同一にするという「グループ制」に関し、当該グループ長の業務範囲の広範化により日常業務が疎かになっていることや、牽制機能が低下していること等の問題点が営業店監査報告書等で数回にわたり指摘されている。しかしながら、理事会は、「グループ制」に係る問題点と再発防止策の実効性を関連付けて協議していない。

このため、再発防止策の実施項目である営業店職員の行動管理について、「グループ制」の問題点や不祥事件の発生などを踏まえた必要な改善措置が講じられていない。

- ・ 再発防止策に掲げる職場離脱制度について、連続休暇制度が、職場離脱制度の趣旨に反し、本人の申告に基づいて実施されているほか、離脱期間中の業務点検が形式的なものにとどまっており、再発防止策としての実効性が確保されていない。
- ・ 反社会的勢力への対応について、総務部門は、ブラック情報に準じる先（以下、「グレー情報」という。）の定義や取扱いを明確に定めていないほか、ブラック情報登録先と住所・電話番号が同一の先のスクリーニングや、同部門が把握しているグレー情報の営業店への還元を行っていない。

このため、同部門は、ブラック情報登録先と住所・電話番号が同一の預金取引先を把握していない。

- ・ 疑わしい取引への対応について、事務リスク管理部門は、当該取引に係る情報を営業店に還元しておらず、口座開設時における過去の取引履歴の確認を営業店任せとしている。

このため、警察からの連絡等に基づき、強制解約処理等を行った口座名義人により、再度、口座開設が行われている不適切な事例が多数認められる。

(3) 理事会が、不祥事件の再発防止策を徹底するようコンプライアンス統括部門へ指示していないほか、反社会的勢力に係る情報管理について、既存の要領等との整合性を検証する態勢を構築していない事例【評定：C以下】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合、中規模
- ・ 当金融機関は、不祥事件発覚を受け、改善を図ってきているが、その後も反社会的勢力への資金立替事件や顧客預金の費消・流用事件が発生しているな